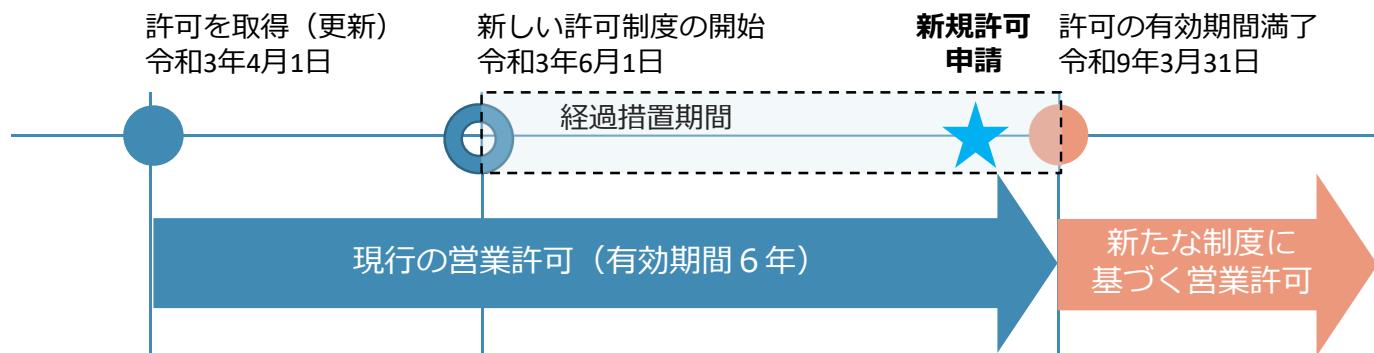


## 【パターン①】

- 現在、法に基づく許可（飲食店営業）を受けており、令和3年6月1日以降も引き続き営業する場合、現在の営業許可の有効期間満了まで引き続き営業可能です。
- ただし、有効期間の満了日までに、新たな許可制度に基づく新規の許可申請を保健所に行い、施設の検査を受け、許可を得る必要があります。

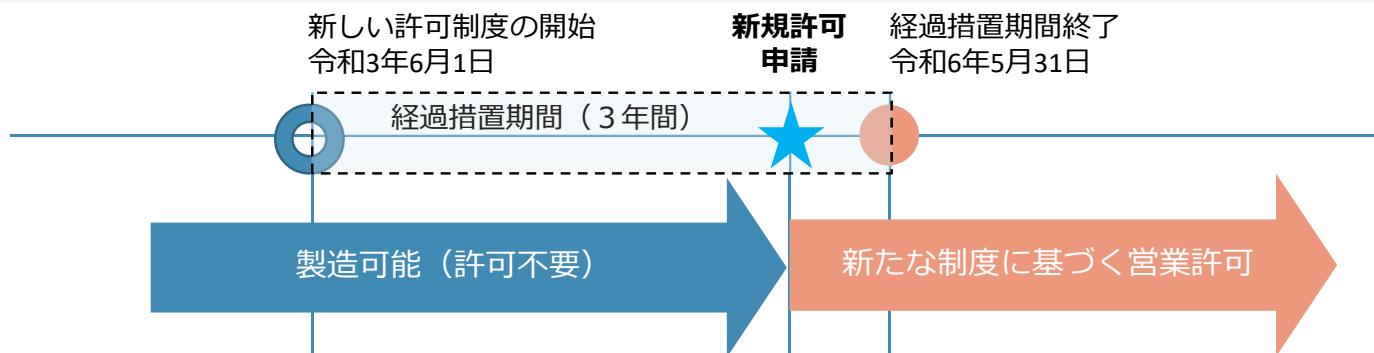


## 【パターン②】

- 現在、法に基づく許可（乳類販売業）を受けており、令和3年6月1日以降は法届出に移行する業種で引き続き営業する場合、令和3年6月1日付けで届出したものとみなします（みなし届出）。

## 【パターン③】

- 今回の改正で新たに法許可業種に指定された業種（例：漬物製造業等）については、令和3年6月1日の時点で既に営業している方に関して、営業許可の取得に3年間の猶予期間があります。



## 【パターン④】

- 改正前は法に基づく許可が不要な業種であって、今回の改正で法届出になる業種のうち、令和3年6月1日時点で既に営業している方に関しては、令和3年11月30日までに新たに届出が必要となります。

